

デイサービスセンター風の樹介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業 別紙人員及び料金表

第1号通所事業 別紙人員表

第1号通所事業			
管理者	常 勤	1 名	生活相談員と兼務
生活相談員	常 勤	2 名	うち1名管理者と兼務 うち1名介護職員と兼務
	非常勤	1 名	
介護職員	常 勤	1 名	うち1名と生活相談員兼務
	非常勤	8 名以上	
看護職員	常 勤	名	うち3名機能訓練員と兼務
	非常勤	3 名以上	
機能訓練指導員	常 勤	名	うち3名看護職員と兼務
	非常勤	3 名以上	
調理員	常 勤	名	
	非常勤	2 名	
その他の事務職員等	常 勤	名	
	非常勤	2 名	

第1号通所事業 別紙料金表

(1) 第1号介護予防通所介護相当サービスの利用料

【基本部分:介護予防通所介護相当】

利用者の要介護度	基本利用料(1回あたり)	利用者負担		
		(1割)	(2割)	(3割)
要支援1	4,047 円/回 (1月の中で全部で4回までのサービス)	405 円	810 円	1,215 円
要支援2	4,163 円/回 (1月の中で全部で5回～8回までのサービス)	417 円	833 円	1,249 円

【加算:介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加

加算の種類	加算の要件(概要)	基本利用料	加算額 利用者負担			
			(1割)	(2割)	(3割)	
生活機能向上 グループ活動加算 (1月につき)	生活機能の向上に対して実施される日常生活上の支援を行った場合	1,054 円	106 円	211 円	317 円	
運動器機能向上加算 (1月につき)	運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練を行った場合	2,371 円	238 円	475 円	712 円	
栄養改善加算 (1回につき)	低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合	2,108 円	211 円	422 円	633 円	
口腔機能向上加算 (I) (1回につき)	口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔掃除の指導もしくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施を行った場合	1,581 円	159 円	317 円	475 円	
口腔機能向上加算 (II) (1回につき)		1,686 円	169 円	338 円	506 円	
選択的サービス 複数実施加算 I (1月につき)	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合	5,059 円	506 円	1,012 円	1,518 円	
選択的サービス 複数実施加算 II (1月につき)		7,378 円	738 円	1,476 円	2,214 円	
事業所評価加算 (1月につき)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	1,264 円	127 円	253 円	380 円	
サービス提供体制 強化加算 (I) (1月につき)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	要支援1	927 円	93 円	186 円	279 円
サービス提供体制 強化加算 (II) (1月につき)		要支援2	1,855 円	186 円	371 円	557 円
		要支援1	758 円	76 円	152 円	228 円
サービス提供体制 強化加算 (III) (1月につき)		要支援2	1,517 円	152 円	304 円	456 円
		要支援1	252 円	26 円	51 円	76 円
要支援2		505 円	51 円	101 円	152 円	
介護職員処遇改善 加算 I (1月につき)	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	(I) 0.059	左欄の1割・2割・3割			
介護職員処遇改善 加算 II (1月につき)		(II) 0.043				
介護職員処遇改善 (1月につき)		(III) 0.022				

加算Ⅲ 介護職員処遇改善 加算Ⅳ	(1月につき)		けた金額 (Ⅲ)0.020	(Ⅳ)加算Ⅲ の90%				
介護職員等特定処 遇改善	(1月につき)	介護職員の処遇改善に関して、一 定の改善基準を超えた場合	総単位数 に以下の 数値を掛 けた 金額	(Ⅰ)0.012	左欄の1割・2割・3割			
介護職員等特定処 遇改善	(1月につき)			(Ⅱ)0.010				
介護職員等 ベースアップ等 支援加算	(1月につき)	介護職員の処遇改善に関して、一 定の改善基準を超えた場合	総単位数に以下 の数値を掛けた 金額	0.011	左欄の1割・2割・3割			
科学的介護推進体 制加算	(1月につき)	ご利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報 を 厚労省に提出している場合		421 円		43 円	85 円	127 円

(注2) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除く。

(注3) 加算は要件を満たさなくなった場合は、請求しない。

## (2) 第1号介護予防通所介護相当サービスの利用料

### 【基本部分:通所緩和型サービス】

サービス名称	基本利用料(1回あたり)	利用者負担		
		(1割)	(2割)	(3割)
通所緩和型サービス (1時間半以上3時間未満・送迎な し)	3,130 円/回	313 円	626 円	939 円
通所緩和型サービス (1時間半以上3時間未満・送迎あ り)	3,551 円/回	356 円	711 円	1,066 円
通所緩和型サービス (3時間以上・送迎なし)	3,330 円/回	333 円	666 円	999 円
通所緩和型サービス (3時間以上・送迎あり)	3,752 円/回	376 円	751 円	1,126 円

### 【加算:通所緩和型サービス】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算

加算の種類	加算の要件(概要)	基本利用料 (1回あたり)	加算額 利用者負担			
			(1割)	(2割)	(3割)	
運動器機能向上加 算	運動器の機能向上を目的として個別的に 実施される機能訓練を行った場合	2,371 円	238 円	475 円	712 円	
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	別に厚生労働大臣が定める基準に 適合している場合	要支援1 927 円	93 円	186 円	279 円	
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)		要支援2 1,855 円	186 円	371 円	557 円	
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)		要支援1 758 円	76 円	152 円	228 円	
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)		要支援2 1,517 円	152 円	304 円	456 円	
介護職員処遇改善 加算Ⅰ	介護職員の処遇改善に関して、一定の 改善基準を超えた 場合	緩和型 3時間未満・送迎な し	801 円	81 円	161 円	241 円
		緩和型 3時間未満・送迎あ り	906 円	91 円	182 円	272 円
		緩和型 3時間以上・送迎な し	853 円	86 円	171 円	256 円
		緩和型 3時間以上・送迎あ り	959 円	96 円	192 円	288 円
介護職員等特定処 遇 改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善に関して、一定の 改善基準を超えた 場合	緩和型 3時間未満・送迎な し	158 円	16 円	32 円	48 円
		緩和型 3時間未満・送迎あ り	179 円	18 円	36 円	54 円
		緩和型 3時間以上・送迎な し	168 円	17 円	34 円	51 円
		緩和型 3時間以上・送迎あ り	189 円	19 円	38 円	57 円
介護職員等 ベースアップ等 支援加算	介護職員の処遇改善に関して、一定の 改善基準を超えた 場合	緩和型 3時間未満・送迎な し	148 円	15 円	30 円	45 円
		緩和型 3時間未満・送迎あ り	169 円	17 円	34 円	51 円
		緩和型 3時間以上・送迎な し	158 円	16 円	32 円	48 円
		緩和型 3時間以上・送迎あ り	179 円	18 円	36 円	54 円
科学的介護推進体 制加算	ご利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報 を 厚労省に提出している場合	421 円	43 円	85 円	127 円	

### (3) その他の費用

延長料金	サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、1時間につき527円
食費等	食事の提供は1回につき700円、おやつ提供は1回につき50円
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、1回につき100円
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する身の回り品など)で実費相当額

### (4) キャンセル料

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	発生しません
利用予定日の午前8:30以降	750円(食費・おやつ代相当額)

(注1) 利用当日の午前8:30以前のキャンセルの場合は、キャンセル料不要。

(注2) ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要